

総合科学技術会議  
第 7 4 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

日 時：平成 2 5 年 8 月 1 日（木） 1 6：0 2～1 8：0 2  
場 所：中央合同庁舎第 4 号館 第 2 特別会議室

出席者：（総合科学技術会議議員）

原山優子、青木玲子

（専門委員）

青野由利、阿久津英憲、位田隆一、加藤和人、高木美也子、  
田辺功、玉井真理子、樋口範雄、水野紀子、武藤香織、森崎隆幸  
吉村泰典

（招聘者）

文部科学省 研究振興局生命倫理・安全対策室（伊藤嘉規室長）

事務局： 山岸秀之審議官、森本浩一審議官、北窓隆子参事官、  
尾崎福栄参事官

議 事： 1. 開 会

2. 議 題

（1）動物性集合胚の取扱いについて

（2）その他

3. 閉 会

（配布資料）

資料 1 第 7 3 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

資料 2 動物性集合胚を用いた研究の取扱いについて（案）

参考資料 1

参考資料集

- ・ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（抄）
- ・ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案に対する附帯決議
- ・諮問第 4 号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申
- ・特定胚の取扱いに関する指針（抄）
- ・各国における動物性集合胚を利用したヒト臓器作成に関する法規制の状況

- ・英国医学アカデミー報告（Animals containing human material）による「ヒトの要素を持つ動物（ACHM）」の分類
- ・法律で母胎への移植が禁止されている胚・指針で母胎への移植が禁止されている胚
- ・研究の現状について

参考資料 2 諸外国における生命倫理に係る法制度の現状と最新の動向に関する調査報告書（みずほ情報総研株式会社）

議事概要：

(原山会長) ただいまより第74回の生命倫理専門調査会を開催いたします。本日に本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

まずは、資料の確認から事務局でお願いいたします。

(尾崎参事官) 資料の確認の前に、事務局の異動についてお知らせします。

私、今まで担当しておりました山本参事官のほうの後任になりました尾崎と申しますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料の確認をします。

配布資料の中で「議事次第」という1枚紙の裏を見ていただきたいと思えます。ここに「配布資料」と書いてございます。

配布資料といたしましては、資料1が第73回生命倫理専門調査会議事概要(案)でございます。資料2、動物性集合胚を用いた研究の取り扱いについて(案)でございます。

続きまして参考資料1でございまして、ここはそこに書いてございますように、もしかしたら今回の議論に必要と思われるものにつきまして集めた資料集でございます。

参考資料2は、諸外国における生命倫理に係る法制度の現状と最新の動向に関する調査報告書というものでございます。

あと先生方の机の上には、今回の案につきましてやりとりをしたことにつきまして、7月30日の時点までのやりとりについて、こちらのほうでまとめたものを配布させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

資料について過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、マスコミ関係者の方々にお願いいたします。

冒頭の撮影はここまでとしたいと思えますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(原山会長) ありがとうございます。事務局、人事異動、官僚なんではないことなんです、肝心の最後の詰めのところにかわってしまったのですが、しっかりと引き継ぎしていただきましたので、皆様方におきましてはご安心いただければと思えます。

では、早速中身のほうに入らせていただきます。

まずは、前回73回の議事概要でございます。既にお配りしておりますので、ごらんになっていて何かコメントがございましたら、ここでお願いしますし、お目通しいただいてありますので、これでオーケーということでしたらば、了承させていただきます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議事録はそのままいたします。

では、中身のほうでございます。

本日、動物性集合胚を用いた研究の取り扱いについての見解（案）について、引き続きの議論とさせていただきます。

まず、前回までのまとめということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

（尾崎参事官）事務局から前回までのまとめと、それを踏まえての今回の資料 2 の取扱い（案）について説明をさせていただきたいかと思えます。

前回の 6 月 18 日の議論につきましては、議事録は今ご承認いただいたわけですが、そのときに出されました資料 2 につきまして、この書類が動物性集合胚の研究に係る事項の見直しの方向性について、どういう位置づけの書類になるのかということがあったかと思えます。

これにつきましては、特定胚指針を持つ文科省に向けて見解を示すものであるということになっていたと思えますので、それを受けまして、今回の資料 2 につきましては、それ以外の関係のないものについては外すということで整理しております。

また、構成につきまして、前回の資料 2 につきましては、それぞれの項目の論点につきまして見解案をまとめていたわけですが、これにつきまして、それぞれの論点に流れが出るように文章をまとめること、例えば、動物性集合胚の研究の取扱いの現状や、今回の検討のいきさつを前書きとして書くこと、記載事項のレファレンスについても書くべきだとの意見がありました。また、内容につきましてわかりやすく記載するという、特定胚指針を今後検討する文科省にその内容的な意思がよく伝わるようにすることの指摘があったと思えます。

また、6 月 18 日の議論におきましては、その当時の論点 1 についてネガティブ方式、ポジティブ方式をとるかということがかなり議論されました。その内容についても、今回の内容に反映させているところでございます。

それでは、資料 2 について、簡単に説明いたしたいかと思えます。

まず資料 2 をご覧ください。

まず全体の構成ですが、1 ページ目に「はじめに」がございます。めくっていただきまして、3 ページ目に「1」としまして「海外における規制の状況」、またページめくっていただきまして、その裏 4 ページ目からは「2 見直しの方向性」でございます。「見直しの方向性」がずっと続きまして、10 ページ目を開いていただきまして、「おわりに」ということがあります。

その次、11 ページ目が「参考文献」の一覧ということ、まためくっていただきまして 13 ページ目は「開催状況」、14 ページ目に専門調査会の委員の皆様方の名簿でございます。

続きまして、また 1 ページ目に戻っていただきたいかと思えます。

まず「はじめに」でございます。この資料におきましては、前回から追加した事項につきましては主に下線を引いてあると理解いただければと思います。削除した事項については、この書類自体が見にくくなりますので、配慮しておりません。

それでは、まず「はじめに」でございます。

最初の「○」では、「総合科学技術会議及びその前身である科学技術会議」が今回の動物性集合胚関係についてどのようにかかわったかということ、また「○」の2つ目でございますように、動物性集合胚についてどのような判断をしてきたかということが書いてあるものです。

また、1ページ目の3つ目の「○」を見ていただきますと、「クローン技術規制法制定時の『国会附帯決議』」について、書いてあるものでございます。

実際の現在の動物性集合胚の扱いについては、1ページ目の4つ目の「○」から記載があります。

内容といたしましては、現行のクローン技術規制法では、「動物性集合胚は、ヒトに移植可能なヒトの細胞からなる臓器の作成に関する基礎的研究の目的に限って作成を認める」ということと、「②」になりますが、動物性集合胚につきましては「特定胚指針によって」、次のページにいりますが「当面、人又は動物の胎内への移植を禁じる」としているものでございます。

次のページの1番目の「○」でございますが、「平成16年7月の総合科学技術会議意見」を引用しておりまして、今回の検討の契機になったことが記載されています。

この「○」の中に「\*」印が書いてございまして、2ページ目の下に「\*」の内容が記載されています。総合科学技術会議の生命倫理調査会におきましては、このページの最初の「○」にあります、研究状況を引き続きフォローすべきというところに基づいて検討を進めてきたということが書いてあるものでございます。「\*」の下から3行目見ていただきますと、「その後」以下、「生命倫理専門調査会では、研究目的のヒト胚作成・利用を中心として、生命科学全般を視野に入れながら、研究の進展に伴う新たな生命倫理上の個別課題について検討している。」という記載があります。これらが生命倫理専門調査会の検討の背景になります。

ところで、この「\*」の1行目の括弧に、「ここでは以下『平成16年意見』という。」との記載がございまして、これは消し忘れでございまして、削っていただきますようお願いいたします。

また、この「\*」の記載内容は、過去の生命倫理専門調査会の中で提出されている資料の記載の一部です。

このページの2つ目の「○」に戻っていただきまして、2つ目の「○」、3

つ目の「○」でございますが、これは動物性集合胚に係るフォローの状況として、現在どのような状況にあるかということ为例示をしているものでございます。

4つ目の「○」に行きまして、「最近の研究動向を踏まえ、総合科学技術会議生命倫理専門調査会では、平成24年から、外部専門家に対するヒアリングや諸外国における研究動向・規制状況に関する調査を実施し、その結果を基に、動物性集合胚を用いた研究の取扱いの見直しの可否及び見直しの場合の方向性について慎重に検討を重ねてきた。」ということになります。

また、この書類の取扱い、位置づけといたしまして、次の「○」で「これは、動物性集合胚を用いた研究の取扱いについて、見直す必要があります」ということで「その方向性を検討するに当たり、海外における規制の状況を参考にしつつ、3つの項目の是非について、見解をとりまとめたものである。」というように記載させていただいているものでございます。

続きまして、3ページ目に行きまして、先ほどの2ページ目の一番最後の「○」を受けまして、「海外における規制の状況」ということになります。生命倫理専門調査会に出された資料の内容に基づいて書いてあるものです。3ページ目の一番下の「○」を見ていただきますようお願いいたします。

「生命倫理専門調査会としては、動物性集合胚の動物胎内への移植について、現在、今回の調査対象国において一律に明確に禁止又は許容されているものではないことから、今回の見直しに当たっては、関連する規制等の存在する米国及び英国を参考に、その可否及び条件等の検討が行われることが適当であると考える。」というように記載しているところでございます。

ページめくっていただきまして、この後のページは「見直しの方向性」ということでございます。この「見直しの方向性」につきましては、3つの事項にまとめて記載していますが、これは6月18日の会議の内容と同じです。

これにつきまして、最初に「(1) 動物性集合胚の動物胎内への移植の研究上の意義」が書いてあるかと思えます。前回などこれまでの資料では、この後に「論点」ということで四角で囲んで書かれた部分があったかと思えますが、この論点の内容と「(1)」の見出しの内容というのは同じことであるということもありまして、先生方とのやりとりの後でございますが、少し構成を変えさせていただいているものです。

その変更した内容につきましては、次の行にあります「生命倫理専門調査会での主な議論」というところの最初の下線が引いてある中に入れさせていただいて、「次のような様々な意見が示され、検討を行った。」というように整理させていただいたところでございます。

続きまして、主な議論につきましては、そこに書いてあるとおりであり、前

回 6 月 18 日の資料 2 の内容に加筆されたりした事項につきましては下線を引いているものでございます。

5 ページ目にいきまして、見解というところでございます、ここに書いてある内容を見解として記載しているものでございます。

最初の「○」を見ていただきますと下線がたくさんございますが、「動物胎内への移植によらなければ得られない、以下のような事項に関する新たな科学的知見が得られる可能性が想定される。」ということで 3 つほど書いてございます。それぞれの内容につきましては、なるべくわかりやすく記載することで具体的な形での記載とさせていただいているものでございます。

続きまして、2 番目の「動物性集合胚の作成目的の見直し」というところを見ていただきたいと思えます。

これにつきましても、先ほど説明したように構成を少し変えております。例えば、(2) の 1 つ目の「○」を見ていただきますと、前回の資料 2 の記載では、他にも研究が行われているということであったので、それにつきましては、ここの生命倫理調査会に出された資料の中に記載された具体的な内容をいくつか記載したことから下線がいっぱい引かれた文章になっているものでございます。

続きまして 6 ページ目を見ていただきたいと思えます。

6 ページ目につきましては、最初の「○」を見ていただきますと、今のところの「集合胚の作成目的の見直し」ということで他にどのような作成目的が考えられるかという議論に基づいて、研究の項目の内容を書かせていただき、そこに書いてあることの可能性があるのではないかとすることを示しているものでございます。

見解でございますが、そこを読み上げますと、「動物性集合胚の作成目的については、研究の進展により、有用性が高い他の目的の基礎的研究が想定されることから、現行の特定胚指針に規定する『ヒトに移植することが可能なヒトの細胞からなる臓器の作成に関する基礎的研究』という表現の見直し（拡大）を検討することが適当である。」ということが 1 つ。

もう一つは、6 月 18 日の会議で、多くの時間を割くことになりましたポジティブリスト方式にするか、ネガティブリスト方式にするかということについて、前回の議論といたしましては、それぞれがどういう方式のものかという説明をまず書いて、両者をうまく取り入れた形とする旨の記載とする結論だったと思えます。読み上げますと、「動物性集合胚の作成の目的の規定の考え方については、近い将来に予想される研究の進展にも柔軟に対応できるようにするため、現行の規定のような認められる作成目的を列挙するポジティブリスト方式に加えて、認められない作成目的を列挙するネガティブリスト方式の採用等も含め

て検討することが適当である。」という記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、3番目の「動物性集合胚の動物胎内への移植の是非」というところを見ていただきたいと思います。

議論につきましては、6ページ目の下から、次の7ページ目、そして8ページ目にかけて記載がされています。

見解を見ていただきますと、これらにつきましてもどのような考え方の流れでどのような見解になったかがちゃんとわかるように書くようにということがございました。そこで、これまでの意見を踏まえ書かせていただいたものです。その内容につきまして読み上げます。まず最初の「○」ですが、「導入したヒト細胞（動物性集合胚）を目的の臓器のみに分化させるための技術については、その基本原理に係るような研究成果が報告されている。本技術がクローン技術規制法制定時と比較して進展し、科学的知見が大幅に増大していると考えられ、動物胎内への移植の是非を検討する前提が整ってきていると考える。」と記載しています。

2つ目の「○」にいきまして、「特定胚指針における動物性集合胚等の動物胎内等への移植の禁止は、クローン技術規制法の『国会附帯決議』に基づき、人の尊厳の保持等に与える影響が人クローン個体や交雑個体に準ずるものとなるおそれがあるような、ヒトと動物との境界が曖昧となる個体の産生を禁止するためである。動物性集合胚は、動物胚の性質を有するものであるが、その動物への胎内移植により、人の尊厳の保持等に影響を与えるおそれが皆無でない。」、

次のページにいきまして、「しかし、上述の分化制御技術が進展しており、他方で動物体内でのヒト臓器の作成研究の有用性も依然として重要である。したがって、移植により得られる可能性のある科学的知見の重要性を考慮すれば、ヒトと動物との境界が曖昧となる個体を産生することによって人の尊厳を損なうおそれのないよう、科学的合理性、社会的妥当性に係る一定の要件を定め、それを満たす場合に限って、動物胎内への移植を認めことが適当である。」という記載にしているものでございます。

次の「○」にいきまして、「動物胎内への移植を認めるための要件の検討に当たっては、検討することが適当である。」とされた項目が1から4に書いてございます。

「① ②」のところがございますように、霊長類の扱いとかヒトの脳神経細胞や生殖細胞を作成する対象とすることの扱いというのはよく考えたほうが良いという結論であったかと思しますので、その内容を書いているものでございます。「④」の最後の部分になりますが、「その検討においては、英国医



学アカデミー報告の提言等の国際的な規制の動向等も参考にすることが適当である。」と記載しているものでございます。

次の「○」にいきまして、今回の動物胎内への移植ということは、そのまま個体産生とほぼ同じことだという議論もあったわけですが、その間のことに属する項目、動物種とか様々な研究によってはありうるだろうということで分けて記載し、「動物胎内への移植を行い、個体産生を行うことを認める要件の検討に当たって」というところでまとめております。先ほどの「要件に加え、個別の研究に即して、個体産生しなければ得られない科学的知見を明らかにした上で、動物胎内への移植、個体産生の必要性を考えることが適当である。」と記載させていただいています。

その次の「○」にいきまして、これは作成されたものにつきましては「基礎的研究に限定して用いることが適当」ということは、前回と変わっておりません。

続きまして、「移植の是非について、個別の研究計画ごとに適切に判断できるような体制」が必要ということで、これも変わっておりません。

その次の「○」につきましては、前回、委員から発言がございました内容につきまして書いているものでございまして、意図しない個体発生についてのこととも考えておく必要があるということを記載しているものでございます。

その次の「○」につきましては、「必要な動物愛護の観点からの配慮をすることが適当である。」ということでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして10ページ目をご覧いただきたいと思えます。

10ページ目が「おわりに」というところでございまして、この部分につきましては、前回いろいろな項目が載っていたりしたわけですが、先ほど最初に述べましたように、この内容については動物性集合胚の研究の取り扱いについての見解をまとめるということと、基本的には特定胚指針を持っている文科省のほうに対してのことについて中心にまとめるということで、1つの項目に絞らせていただいているものでございます。

読み上げますと、「今後、本専門調査会の見解を踏まえて、生命倫理上の課題に十分配慮しつつ、動物性集合胚の研究が、我が国で適切に実施されるよう、文部科学省において特定胚指針等の見直しが早期に行われることを期待する。

文部科学省による検討の結果については、改めて本専門調査会において検討するものとする。」ということ結びとしているものでございます。

今回、前回の議論を踏まえまして修正加筆等いたしました「動物性集合胚を用いた研究の取扱いについて（案）」についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

(原山会長) ありがとうございます。その間に皆様からいただいたコメントも適時埋め込むという形でもって、また最後の修正を重ねてこのバージョンに至っております。

今回の会議におきまして、可能であれば本調査会の取りまとめということにさせていただきたいと思いますので、その視点から議論させていただければと思います。

ですので、順を追って初めから章ごとに皆様からコメントをいただきたいと思います。

まず、初めに戻っていただいて1ページの「はじめに」のところからです。1ページから2ページにかけてなんですけど、これまでなぜにここの議論をしたか、それから基本的な考え方を盛り込むということで経緯もかなりレファレンスもつけた形でもってここに記述しております。

既に皆様資料をごらんになってここに出席なさっていると思いますので、特にお気づきの点、言い回しでも結構です。コメントいただければと思います。

最後の部分は、この本書のイントロという形でもって、後の構成、海外の話があって、我々の見解ということで示しております。

特段コメントがございませんでしたら——お願いいたします。

(位田専門委員) 形式だけの話なんですけれども、各段落に「[1]」、「[2]」というのがあるんですけども、これは参考文献の「1」、「2」、「3」云々につながっているのかと思うのですが、これを読むだけではわかりにくいので、どこかに注記していただいて、例えば、参考文献の1、2であるというようなことをどこかに書いておいていただくと、読むほうとしては便利かと思えます。

(原山会長) 一番最初に出てきているところに「参考文献参照」ということで書かせていただきます。

(加藤専門委員) 関連してなんですけれども、参考文献のリストをごらんになりますと、6と7がいわゆる科学雑誌の論文でして、これ一般の方はなかなか読めないものです。だから、何かの形で——どうしたらいいかなと思うのですが、補足情報のようなものを参照できるようなことになるといいと思います。国民に対する報告という意味もあるので、小さなことなんですけれども。

(原山会長) 趣旨からいいますと、この文章というのは文科省のほうに送るものなので、それと同時にペーパーを出すときにくっつけても可能なわけで、あともう一つは、一般に情報のシェアということで、その辺はうちの事務局のほうでどのように取り扱うことができるか考えさせていただきます。

(尾崎参事官) 6、7に基づいた話につきましては、2ページ目の2つ目の「○」に一応集約されていると思いますので、ご了解いただきたいと思います。

文献につきましては、著作権とかいろいろなこともあって、添付して皆さんにわかりやすくするということが今はなかなか難しい時代になってございます。理解をしていただきたいと思います。

また、6、7の部分につきましては、前に加藤先生が現状についてご報告していただいた内容のもとになっているということで、ここにレファレンスとして出させていただいたという背景のものでございます。当該論文について、この会議の場所に示したということではありません。

(加藤専門委員) 大体それでいいと思いますが、議事録に残すための情報として申し上げますと、それぞれの論文が出たときにプレスリリースが出ていると思いますので、それをごらんになりたい方は見れば、それは完全公開で出ていると思います。

(位田専門委員) 私も後で6、7のことを申し上げようと思っていたんですけども、この参考文献で出ている文献は、全てこの生命倫理専門調査会に出ているということが前提だと思います。それからすると6、7というのは確かに加藤委員が趣旨は説明されたと思うんですけども、この論文そのものを我々の目が通っているというわけではないので、参考文献として挙げるのはいかなものかというふうに思います。

先ほどおっしゃったように、プレスリリースであればみんなの目を通っているということで、本来であれば、それはここにコピーして配って参考文献として挙げていただいたらいいと思うんです。けれども、書誌情報としてだけ挙がっているということになると、必ずしも我々全員が目に触れるという形にはなっていませんので、6、7については削っていただくかプレスリリースに入れかえていただくかのほうがいいんじゃないかと思いますけれども。

(青野専門委員) 私は違う意見で申しわけないんですけども、これは私たち全員が全ての論文、この論文を目に通していないというのはそうかもしれないんですけども、これいろいろな一般の人が見るといっても、一般の人にもいろいろな知識の程度の差もあるとは思いますが、参考にできる情報はこれを参考にしたいと思った人が見られる最大限のものを提示しておいたほうがいいんじゃないかというのは私の意見です。

(原山会長) 事務局の作業としては、前回のご議論を踏まえて、どこにルーツがあるかということで、可能な限りレファレンスをつけたというのが事務局の作業です。

ですので、一次的なもの、二次的なものもございしますが、これ両方まぎっております。ですので、三次付記ペーパーであればレファレンスとして載付けても通常問題ないと思うんですけども、その辺は皆さんのご判断というところもございしますが、一応文面を読んで、どこに論拠があるかというときに探しに

いけるというのは非常に丁寧なやり方であって、そこまでは我々としてはオファーすることができるかなというのは考え方です。

ご異論ございましたらあれですが。

(位田専門委員) 特に載せることそのものに真っ向から反対するわけではないんですけども、我々としてもそのものを見たかったなという気がございますので、それを申し上げただけでございます。

(原山会長) どうぞ。

(武藤専門委員) 私は載せておいたほうがいいと思うんですが、その区別は何かしてもよいのかと。位田委員のおっしゃることも理解できますので、こちらで検討した内容の資料とそうではないファザーリーディングスというか、というものとに分けてもいいのかというのがあります。

それからもう一点なんですが、この取り扱いによっては変わるかもしれませんが、今例えば2ページのほうでは、西暦と和暦が混在している感じになっておりまして、この「2011年」というが「平成何年」なのか。今見たら「23年」ということなんですけれども、こういった文章のお作法がちょっとわからないんですが、ご検討いただければと思います。

(原山会長) 整合性とらせていただきます。

今のご意見で参考文献を2つのタイプに分けることができるとありますが、基本的には全部載つけるという形でもってご承諾いただければ、その形で整理の仕方は事務局と相談させていただいてということと。

(尾崎参事官) 事務局でございます。

6と7につきましては、生命倫理専門調査会にそのものは提出されたものではないということを書くとすることでお願いしたいかと思えます。

(原山会長) 「はじめに」については、この辺でよろしければ、中身の次のほうに移りたいと思えます。

まずは第1のほうは「海外における規制の状況」ということで、調査した結果と、これをどういうふうに取り取るかというところが最後の「○」で書かれております。

3ページのところですので、ここに関してのご意見、コメントございましたら、よろしくお願いたします。

(樋口専門委員) メール等での意見具申の機会に協力をしていなかった人間なので申しわけないとは思いつつこの場で申し上げます。2点です。

1つは、3ページ目のところから申しますけれども、一番最後に海外のいろいろな状況というのを非常に簡単に要領よくまとめてくださってすごくいいと思うんですけども、最後のところで今回の見直しに当たって一番参考にするのは、アメリカ及びイギリスだとあるわけです。この段階でこの2つの国を参

考にした結果、こういうところは入れた、こういうところは入れていないということが後まで読んでわかるかという、それはわからないんですね。だから、かえって何か疑問が残るような文章になっていると思います。

(原山会長) 混乱してしまう。

(樋口専門委員) そう簡単にイギリスとアメリカの状況と、こことここは違って、こことここは入れられたんだというふうにマル・バツみたいなのがつくかという、きっとそういう話ではないんだろうと思うので、「樋口さん、無理ですよ」と言われるんなら、そのまま矛をおさめる。ここは読んでみて気になったからということです。

それから、もう一点だけついでに。今の位田さんのご意見に関連するものです。そのほかの参考文献のところは、今のようないいと思うんですけども、今日たまたまちょっと——余計なことまでしゃべると本当に申しわけないようなことなんだけれども、名古屋大学の松浦さんという人と電話で話をしています。彼が台湾とか韓国の学生や何かと一緒に、そういう人たちを教えて、立法学という講義をしている。立法学というのはどういうものかという、彼が言うところではですけども、こういうような法律の条文つくるといいという話をしていないんです。法律をつくる過程を検証して、どのようなプロセスで法ができるかを検討している。逆に法律をつくる過程が見えてくるということが大事なので、今回のこの案なんかも、ここでの議論を踏まえて事務局の方が苦労されて、かつてこういうような体制があったと。こういうふうに発展してきてこういう形で我々も議論を重ねた結果、今回はこういう形で見解をまとめている。こういう話になっていますよね。その典拠として後ろへ注がついているわけで、すごく見やすいんですけども、さらにです。だから、これもそんな欲張ってもということなんだし、ネットの話は常に限界はあるんですけども、これなんかも一番最後のところで、例えば注で中内さんの報告であれ、そうそう武藤さんの報告であれ、ここの資料が多いので、この後ろにいわゆるhttps云々というのがあると、すぐに飛んでいけるわけです。これ自体がきっとどこかにそのまま載りますよね。そのときに、そこからすぐ飛んでいけるという話にしてくださいと、さっきの6、7の論文自体もプレスリリースのところだけでもいいから典拠に直接飛んでいける。あるいはこの論文自体もどこかで、もうとれるでしょう。

(原山会長) ジャーナルのところから飛べますよね。

(樋口専門委員) とれるでしょう。だから、そういう話にしてくださいと、今日そういう話を聞いたばかりだったものだから、もっと非常に——そこまで親切にやり過ぎることが本当にいいことなのかと言われると、何だか研究者がこうやって、たぐっていくというんですか、取材していったり、あるいは

メディアの人がそういう足で稼ぐということを忘れてしまいさせるようなことだと申しわけないんだけど、簡単にできることであれば、それも考えてみてもいいかなということを思いました。

長くなってすみません。2点です。

(原山会長) 作業としては大したことではないと思うんですけども、そのほうが親切なことは確かで、事務局の……。

(尾崎参事官) この報告書がまとまった後に、例えば資料としてどういうふうに載せるかのときに、樋口先生がおっしゃった後半の話については検討させていただき、やれる範囲でやりたいと思います。

(樋口専門委員) いやいや、無理はしないで結構ですから。

(尾崎参事官) はい。

(位田専門委員) 私も樋口先生のお考えに大賛成で、生命倫理の議論というのはプロセスが見えるというのが非常に重要なのです。個別に——法律つくる云々という話じゃなくて、立法学に限らず、生命倫理の議論だからこそ、どういう議論があって、最後の答申、意見、それに至ったか、ということが重要なのです。今回のようにメールでやりとりをして、ここをこう直したというふうになってしまうと、その間のやりとりが見えないので、今日机上配布なんかもされていますけれども、その辺は若干透明性が不十分な部分が出てしまったかなというふうに思っています。だから、今回はかなりお急ぎになったような様子もあるので、しかも内容的にそれほど大きな変更なり修正なりという議論は出ていないように思いますし、字句の修正とか表現の修正だけで終わっているように思いますので、今回はいいとしても、今後ともメールでのやりとりで表に出てこない部分ができるだけないように気をつけていただきたいと思います。

(原山会長) これまでのプロセスで会議の場で議論させていただいて、その間の調整というのは、前回のときはできなかった。今回は修正のエクセルファイルをつけさせていただいて皆様とシェアしていくことによってどういうふうに変ったかというのは透明性の担保というふうにさせていただきました。

今回もファイナルのフェーズに入っていますので、このやり方で今回は閉じさせていただければと思います。

先ほどの最後の実質的に米国と英国が一番参考になったというニュアンスで言いたかった。それだけをもとにしてやったわけじゃなくて。ですので、これがストラクチャーとして、このままぼんとうちに持ってきたわけではないんです。ですので、言い回しのことだと思うので、この書き方ですと、完全にイギリスとアメリカをモデルにして我々はやったというふうに読み取られちゃう可能性もあるので、そうならないように文面ですけれども考えさせていただければと

思います。よろしいでしょうか。

では、続きまして中身のほうにいかせていただきます。

2章の「見直しの方向性」です。これは3部構成ですので、1部ずつさせていただきます。

論点ということで、一番最初の「動物性集合胚の動物胎内への移植の研究上の意義」ということで、4ページから5ページの途中までございます。基本的に先ほどボックスになったところを文章化したというので初めのうち線が引いてありますのと、あと特に変えた部分に関しましては線が引いてありますので、コメント、ご議論いただければと思います。

どうぞ。

(青野専門委員) この下から2つ目の「○」の下線が引いてある文章なんですけれども、すみません、私の読解力のなさかもしれないんですが読みにくいんですけれども、「これまでの研究・技術の蓄積」——つまり、ヒトとサルで比較するものは、この「蓄積」、あと「解析のためマーカーの充実度等」となっているんですけれども、これ「解析のための」じゃないですか。

(原山会長) 「ための」ですね。

(尾崎参事官) 「蓄積」のところ了一遍切って、「蓄積」と「充実度」が並列しているというつもりです。

(原山会長) 「ための」の「の」が抜けているんです。

(尾崎参事官) 申しわけございません。

(青野専門委員) だから、この二塊を「ヒトとサルとで比較すると」と読むということですね。

(原山会長) そうですね。

(青野専門委員) 「の」が入るんだったら入ります。

さらに、これさっきも話が出たレファレンスの話なんですけれども、これはレファレンスというのは入れられないんですか。つまり、そういうふうには「ヒトの細胞を用いなければ得られない知見がある。」ということは、こういうデータからわかるんですよみたいな、もしレファレンスがあるんだったら入れたほうがいいんじゃないのかと思ったので。

(尾崎参事官) 事務局ですが、ここの部分につきましては、こういう議論とかご意見があったというところをそのまま重要なものとして載せたものです。先生方から何か資料の提出があり、それに基づいて先生方説明があったということではないので、結論としてはレファレンスはないものでございます。

(加藤専門委員) 多分私の報告で少し言ったと思いますが、それに関しては文献はよくわからなくて、ただ今先端でやっているいろいろな研究者と議論していると、そういう意見がダイレクトに聞けるということを申し上げたんです。

(原山会長) このパートというのは、いわゆるここで行った議論をレポートする部分であって、これは委員の皆様方のご見識とご体験をベースにして淡々と項目立てにしていたというものなんです。ですので、物によっては、それぞれプレゼン資料を準備なさっていただいた場合には、そこから引くこともできますし、具体的に何とかのジャーナルとか何とかペーパーについてあればできますけれども、基本的にはここはご意見ということでまとめてあるというスタンスです。

(森崎専門委員) 私もこの部分読んで、最初よくわからなくて、要するに動物であっても、たとえサルであってもヒトと比べると、マーカーの事実等はまだまだ不十分であって、やはりヒトを使わなければならないという議論がなされて、そのことがあらわされていると思うんですが、このところで最初に研究技術の蓄積が違うんだということと、それから「解析のための」——「の」が入っても、ヒトとサルとの違いが何が違うのかと。文言をもうちょっと整理されたほうが、「の」を入れるだけでも、ちょっとわかりにくいように感じました。

私は変えたほうがいいかなと思ったのは、趣旨がひょっとして変わるのかもしれないんですが、「これまでの研究・技術の蓄積や解析のための」、あるいは「解析により(バイオ)マーカーの充実度はヒトとサルと比較すると、ヒトの細胞を用いなければならない特殊な事情がヒトではあるんだ」ということがあらわされたほうがいいのかというふうに感じて、この最初の部分の枕が何によって違うのか、何のためのものなのかがちょっとわかりにくいというのが気になりました。事実上、今「の」を入れたことで若干わかりやすくなっただけかなと思うんですが。

(原山会長) 1つご提案なんですけれども、「ヒトとサルとで比較すると」を頭に持ってきて、「これまでの研究・技術の蓄積、解析のためのマーカーの充実度らとが異なり」というふうな形にして、「であるがゆえに、ヒトの細胞を用いなければ得られない知見がある」というのはいかがでしょうか。

(森崎専門委員) そのほうがすっきりすると思います。

(原山会長) よろしいですか。

(位田専門委員) この場合の「等」というのは、何になるんでしょうか。

(尾崎参事官) 特段。マーカー——「充実度等」というのは、そうですね。

(原山会長) 加藤先生。

(加藤専門委員) 非常に端的には「手法」とか「実験の手法」とか、例えば遺伝子の情報とかにしても、はるかに人間のものについてたくさんわかっていますから。

(位田専門委員) 「等」という言葉は、前に何かいろいろ出てきて、それを



「等」で受けるのは、私はそれでいいと思うんですけども、何も出てこないのに「等」と言われると中身がわからない。手法だったら「手法」と書いていただくとまだわかりますけれども、じゃ、ほかに何かあるんだろうという気はしますし、今の「手法」とかだったらむしろ研究技術の蓄積の中に入ってしまふのかなという気もします。「等」というのは、この種の文書ではよく使われるというのはよくわかっているんですけども、それゆえにこそ曖昧になってしまうので。

（原山会長）今のところなんです、1つのソリューションは具体的に1つか2つ事例を入れて「等」と入れるか、あるいはこれはかなり、これでも違いが完全にわかるので、「等」を消してしまつて、この2つのファクトをベースにして違いがあるというふうに言い切るか、どちらかだと思ふんですけど、いかがでしょうか。シンプルにするのであれば、「等」を消してしまうというやり方もございます。

（加藤専門委員）つまり、マーカーというのはこれまでの研究技術の蓄積の一部なんですね。だから、「研究の技術の蓄積、例えば解析のためのバイオマーカーの充実度を」というふうにするればいいんじゃないでしょうか。そうすると、例えばは幾つもあるわけですけども、ここでは1つだけ。

（原山会長）了解です。「これまでの研究・技術の蓄積」というのは相当いろいろなものを含めているというので、そちらで読み取つて、「例えば」としてこれを入れて「等」を消してつなげると。よろしいですか。

ありがとうございました。

（位田専門委員）その次の「今後、段階的に」の後に「、」が入っているんですけども、この「段階的に」というのはどこに続くのでしょうか。

（尾崎参事官）事務局でございます。

「段階的に」は、「サルの細胞を用いた研究」にそのまま続くことつもりで書いております。

（位田専門委員）そうしたら、読点は要らないということ。

（原山会長）その場合でしたら「、」が要らなくなるわけですよ。 「段階的にサルの」で続けていいわけですよ。

（尾崎参事官）今の話であれば、「段階的に」を「サルの細胞を用いた研究を段階的に行うとしても」ということでよろしければ、そのようにしたいのですが、いかがでしょうか。

（原山会長）サルの研究というのは、途中経過でサルの——今の書き方にすると、「段階的にサルの細胞を用いた研究をする」——趣旨と少しずれちゃうんじゃないですか。「最終的に」のゴールというのが次に書いてあって、「サルの細胞」は途中経過のという意味で「段階的に」と言いたいんじゃないか、こ

の文章は。

(位田専門委員) 「、」がなければ、それでわかるんですけども。後ろに回すと……。

(尾崎参事官) すみません、先生のおっしゃるほうで。

(原山会長) であれば、「、」を取ってしまえば事が済むんで、よろしいですか。

(尾崎参事官) わかりました。

(青野専門委員) これも細かい表現で申しわけないんですけども、「○」の上から2つ目の語尾が「必要である」で、4つ目が「ことが適当である」なんですけれども、ほかにも「必要である」と「適当である」の使い分けっていま一つわからない部分があるんですが、少なくとも4つ目の「○」の語尾は「説明することが必要」なんじゃないかと思うんですけども、これは「適当」としていることに何か意味があるんでしょうか。

(原山会長) これは、ここの会議での総意として「適当である」とかという話ではなくて、委員の方の意見だったというんで、そのままリファーしたんでしょうか。ルーツ戻らないとわからないと思うんですが。

(尾崎参事官) もともととは、ここの部分が全て疑問系になっており、「何々ではないか」となっていました。記載の内容を踏まえて——変な話ですが、事務局のほうで「必要である」と「適当である」という記載分けをしました。特に何か具体的な基準があつてということではないのです。

(青野専門委員) 少なくとも、この4つ目は「必要」のほうがいいんじゃないでしょうか。

(尾崎参事官) 先生方の総意として、ここは「必要である」ということであるならば、その趣旨にしたいと思います。

(原山会長) 修正をお願いいたします。

特に見ていただきたいのは、5ページの上にありますここでの見解です。これが一番のメッセージであって、皆さんがコンセンサスとして、これでよしとしていただきたいものなので、ごらんになっていただければと思います。

(高木専門委員) ここの上から3行目のところの「動物胎内への移植の必要性を考慮することが適当である。」って何となく言い回しがしつこいような気がするんですけども。

それと、「②」のところで、ここの「難病等」の「等」は要らないような気がしたんですけども。

(原山会長) 「難病等」のところは、これまでずっとこれで来ちゃっていたんですよね。「難病等」で難病じゃないのって何か想定できたんですって。

(尾崎参事官) ここのところは、単に当初は「ヒトの疾患」とか、そのような

書きぶりでした。有用性が高いものの例示として「難病等」ということをこちらのほうで加えさせていただいたものです。その後、先生方のやりとりの中で特にご指摘はなくこのままになっているというのが経緯でございます。

(原山会長) 先ほどのテクニックを使って、「例えば」ということもできると思うんです。「例えば現在治療法がない難病の」何とかかんとかと。

(加藤専門委員) 多分ここは「例えば」でいくと文章が読みにくくなるので、「難病を含む」だと思いますが。同じ考え方だと。1つの提案ですけれども。なので、決して「難病」だけに役立つものではないと思います。もし、うまくいくのであればですけれども。

(原山会長) では、「難病を含む」という形でよろしいでしょうか。

先ほどのまどろっこしい言い方だということをご提案ございましたら。

1つは、「何々しろ」と直接言うのではなく促したいというところがあって、こういうふうになっているというふうに理解するんですが。何か。なるべく私自身もシンプルに言いたいんですけども、いろいろなニュアンス踏まえると。

(樋口専門委員) いやいや、「の必要性」を取ってしまったって同じことなんですけれども。

(原山会長) 「動物胎内への移植を考えることが適当である」。

(樋口専門委員) 「これらを踏まえて」ね。でも、こういう文章だから、あってもいいと思いますけれども。本当に。

(原山会長) ある種の役所文書的なところもある。事務局どうでしょうか。

(尾崎参事官) ここの部分につきましては、まどろっこしいかとは思いますが、このままでいきたいと思えます。この内容を受けて、3番目のいろいろな検討の話の一つとして、こういう知見があるのでそのように考えてもいいのではないかというようにつなげたいと思っています。もし、よろしければこのままでさせていただく——高木先生、よろしければそうしていただければと思います。

(高木専門委員) 今樋口先生がおっしゃったように、「の必要性」は取っちゃっても別に問題ないんじゃないかと思うんですけども。問題ありますか。

(原山会長) そもそも初めから移植を考えてもらうんじゃなくて、まずはどうかということ議論した上でという。

(高木専門委員) そういうことですね。なるほど。わかりました。

(位田専門委員) そうしたら、もっと端的に「動物胎内への移植の是非及びその条件」と言ってしまうと言い過ぎでしょうか。

(原山会長) 現時点では、これが無難な言い回しかなと思われるので、この線で向こうにボールを投げさせていただければと思います。よろしいでしょうか。どうぞ。

(青野専門委員) この前のページのところの一番上の「○」のところ、

内への移植」と「個体までは発生」は、つまりイコールではないというような趣旨のことが書いてあると思うんですけども、それを受けたものというのがこの見解には入っていないという理解でいいんですか。それとも、一番下のここで読む、下から2行目ですか、「動物胎内への移植又は個体産生によらなければ得ることができない」というところで読むということなんでしょうかというのの確認させていただければと思います。

(原山会長) ここの準備の仕方というのは、こういう議論がありましたといって全てをここに1対1でもって見解が書かれているわけではないので、こういう議論があったということ公表することが1つの議論の中身を外部の方にも理解していただくという形かと思っていたんですが。ですので、我々としてはこの意見のところは初めから絞り込みをかけて見解だけに行き着くための議論をしたということじゃないという視点からも残す。残すというか、対応性があったということをして……。

(青野専門委員) もちろん、だから、それが全部反映されていなければいけないということを行っているのではなくて、だから、それはこちらの議論にはあったけれども、こちらには特段反映させる内容ではなかったという理解でいいんですねという確認なんですけれども。

(尾崎参事官) そうですね。ここの議論のところの1つのポイントは、もし移植した場合に、どのようなことが知見として増えるのか、増ええないのかということが、話の中心の議論であったと思います。今回の最初の「○」が全然関係がないということではなくて、見解は絞って書いているということでございます。

また、「①」に記載されたことを含む、ここで議論された1つ目の「○」の事項につきましては、最終的な3つ目の見解に反映されていると考えられると思います。

(原山会長) よろしければ、2番目の論点に移りたいと思います。

5ページの真ん中からです。「動物性集合胚の作成目的の見直し」です。ここで議論が5ページ、6ページの真ん中までで見解が2点ございます。そこまでのコメント、ご意見をいただければと思います。

環境の変化とか有用性について述べた上で、また具体的な手法としてネガティブリストということもテーブルに乗ったということで受けた形になっております。ここでの見解というのは、どちらかに絞るのではなく、ネガティブリストというやり方もあるというふうに示していると。

初めのほうは前文を踏まえて「有用性が高い他の目的の基礎的研究が想定される」ということで、広げるということをやっています。

(位田専門委員) 5ページの一番最後のところの「したがって、近年、研究が

進展してきている、動物性集合胚を用いて」というのは、むしろ「用いた」にしないと「ヒト臓器の作成に関する」というところに日本語として続かないと思います。

(原山会長) 「用いた」で修正をお願いします。一番下から2行目のところです。

(武藤専門委員) 今ご指摘のあった「用いた」の先なんですけれども、「ヒト臓器の作成に関する基礎的研究を進め得る状況」なのかなという気がします。先ほど「移植の必要性」というニュアンスともちょっと関係が。それを進めることができる……

(原山会長) 「可能性になった」と。

(武藤専門委員) はい。というニュアンスでいかがでしょうか。

(原山会長) 「進める状況」じゃなくて、「可能性が出てきました」ということで「進め得る状況にある」、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(加藤専門委員) ここに何か入れるかどうかは別としてという意見ですが、動物性集合胚以外の方法を用いてヒト臓器をつくるという研究について、この会議でも検討してきて、それがここにまとめられていると思います。けれども、いろいろな目的のためには、全てを発展させることが必要と思っていて、「現時点では、実際にヒト臓器が作成できるか判断できる段階には至っていない」というふうに言ってしまったときに、じゃ、動物性集合胚を使わないで臓器をつくる研究ができてきたら、この動物性集合胚を使う方法は要らないんじゃないかという議論が必要以上に強く始まらないかという懸念があります。余計な心配かもしれないんですけども。

(原山会長) 近々そういう段階に至った場合にどうなるかということ。

(加藤専門委員) 特に最近ヒトの肝臓でしたっけ、たしか横浜市立大学ですね。阿久津先生わかりますか。

(阿久津専門委員) わかります。

(加藤専門委員) そういう論文も出ているので、でも、私はそれが出ているから、こちらの議論が弱くなることはないとは思っているんです。

(原山会長) ここはファクトとして、これを読み取るか、その後のことまでも考えて何か文章をつくるかという。

(加藤専門委員) コメントなので、別に飛ばしていただいてもいいように思います。

(樋口専門委員) 今加藤さんの意見が十分そしゃくできていないから、本当はわからないんですけども、2つだけ関連がもしあればということで申し上げます。

第1点は、ポジティブリストとネガティブリストという点です。ここをずっと読んでいきますよね。それで、見解のところは本当に明白に書いてあって、今まではこういう目的のため——臓器作成ですけれども、そのための、しかも基礎的研究を目的とする場合というふうに1つだけ限定して特別に許していたのが、それを拡大することが適当だとまず言うておいて、その拡大の仕方について2番目のところで従来のようなこれだけはいいいという話（ポジティブリスト方式）ではないということ（つまりネガティブリスト方式）も今後は検討してねという話なんですけれども、この文章の流れは、今まではこの基礎的研究のことだけを考えていたんですけども、どうも研究が進展してくると、上に書いてありますけれども、いわゆる疾患モデルとか創薬とかいう話とか、ヒトの幹細胞の多能性ですか、それを確認したり検証したりするというような目的のためにも有用性が考えられる段階になってきたという話なので、それを広げていくというのは、結局ポジティブリストを広げていくということなんですよね。そこからぽーんと飛んで、そうじゃなくて、こういう目的だけは絶対だめですけども、ほかだったら原則はもういいんですというネガティブリストへ飛んでいくのは、実際にはなかなか難しい。

そうすると論理的にはややいい加減な話に聞こえるでしょうが、中間的な考え方もありうるかもしれない。これは文科省で考えてくださるようなことなんだろうと思うんですけども、初めは少なくともここで考えられているような今の技術、科学の段階で専門家たちが考えているこういう目的もやってみたいし、やれるし、それは悪いことではないという話をポジティブリストとして書かれると同時に、ネガティブとしてははっきりしているものは、「人の尊厳の」とか、これから出てきますけれども、そういう話の特定目的はもう絶対だめですよとやはり明記する。これを並列するような話ももしかしたらあるかもしれない。でも、並列すると、結局意味としてはポジティブリストにならざるを得ないと思うんですけども、しかし、並べておくと真ん中については、まだ本当はいろいろな議論の余地があるという、このネガティブかポジティブかというのは、マルかバツかみたいな発想なので、三角みたいな発想もこういうところにはあるのかもしれない。それは今この文章を直せという意味ではなくて、今後どういう形で議論ができるかというときに、中途半端なやり方のような気もするけれども、そういうのもかえってありかなというのが1つ。

それから2つ目は、これが加藤さんのと関係するのかわからないんですけど、今日の12ページの参考文献の中へ「特定胚の取扱いに関する指針」のところというのがあって、「動物性集合胚の作成または何とか何とかというので次の要件に限り」というので、「これを用いない研究によっては得ることが」——つまり、「動物性集合胚を用いなくては得られないような科学的知見が得

られる場合だけ」という——つまり、ほかでできるようになったら、もうこっちは絶対だめだよという話がここに書いてありますよね。この指針自体（最小限の方法、代替的方法がない場合だけ認めるという方針）をどうするかということは、これとあわせてきっと考えることに——今のポジティブリスト、ネガティブリストとも関係あるような話なのかもしれませんが、そういう課題はあるのかなというふうに、それは加藤先生のお話と関係があるような気がして聞いていたんだけど、ちょっと違っていたらごめんなさいということです。

（高木専門委員）ポジティブリストとネガティブリスト、これは私たちの議論を取りまとめてこういうふうに書いてくださったんだと思うんですが、両方書くとき将来的にどちらにも入らない、ポジティブリストにもネガティブリストにも入らないものが出てくる可能性があると思うんです。その対処を考えると、こういう2つの書き方が果たしていいのかなという気はしているんですけども。

（原山会長）1つは、ステップ・バイ・ステップでいくとすると、アプローチはポジティブリストになってしまうんだけど、いつまで続けるのかと考えたときに効率よいのはネガティブリストでどんとやるという議論だったと記憶しております。

それを伝えたいというのが1つで、であるので併記という考え方になって、どっちに——イエス・ノーではなくて、基本的にはポジティブだけれども、ネガティブリストのほうを考えてくださいというふうな言い回しにしたというのがここでの議論で、まず球を投げた上で議論していただくというスタンスだったように記憶しています。

それで、今おっしゃった中間のというのがどういうふうに表現していいかというのが私自身すぐにぱっと浮かばないので、盛り込めるような可能性があれば考える余地あると思いますが、いかがでしょうか。

（位田専門委員）どちらにも入らないというのがよくわからないんですが、つまりポジティブリスト方式をとるか、ネガティブリスト方式をとるかのどちらかの選択なので、ポジティブ方式をとれば、そのポジティブリストに載っていないやつはやってはいけないという話であり、ネガティブ方式をとれば、そのネガティブリストに書いていないことはやっていただいて結構だという話なので、真ん中というのはどういうことなのかよくわからないんですけども。

（高木専門委員）ポジティブリストはこういうことをやっていいですよということですし、ネガティブリストは、これはだめですよ。将来的にポジティブリストにもネガティブリストにも入らない何かの出てくる可能性というのはあるわけです。

(位田専門委員) ですから、両方を書くのではなくて、新しい指針が、恐らく改正される指針がポジティブリスト方式でいくのか、それともそうではなくてネガティブ方式でいくのかという、そこの選択だけの話なので、1つの指針の中にポジティブリストでこれこれはやってよろしい、これこれはやってはいけませんという書き方をするのはないという話だと思っんです。もし、そう書いてしまうと、確かに真ん中は出てくると思っんです。

(高木専門委員) でも、ここだと「ポジティブリストに加えて、認められないあれを列挙する」と書いてありますよね。だから、両方書くということをおこでは言っているわけですよね。

(位田専門委員) 「加えて」というのは「ポジティブリスト方式に加えて、ネガティブリスト方式の採用も含めて」と書いてあるので。

(高木専門委員) どっちをするかは、文科省が決めてくださいということですか。

(原山会長) ご提案です。この「加えて」というのはコンフュージングなので、「に対して」というふうにおくと「ネガティブ云々も含めて検討することが適当」では、いかがでしょうか。

この2番目の点について、ほかに何かございましたら。

どうぞ。

(樋口専門委員) 何かいいかげんな案を思いつきで今言ってしまったわけだから、もう一つだけ。

位田さんがおっしゃるほうというか、普通に考えれば、それはそうなんですよ、本当に。ポジティブかネガティブしかないんだけど、しかし、こうやって今までの歴史を見てみると、今まではこれだけだよと言っているのが広がってきたり何なりするという、そういうようなものを私たちは今ここで対象にしているということですよね、これは。だから、人間はある時点で、今日の時点ではこれしか考えられなかったけれども、これから5年、10年たっていくと、世界の情勢も変わるし——情勢って別に社会情勢じゃないんですけども、科学的な知見が変わっていったりしてくると、いろいろな有用性が新たに発見されるような話になると、つまり、このままいくと、ネガティブリストも検討してくださいなんですけれども、この文章自体がポジティブなリストを少しづつふやしてきましたという話だから、それはポジティブリストにならざるを得ないんですよ。それは結局そういうふうにはしか読めないから。しかし、こういう真っ向から発想を変えることも文科省も考えて、一緒に考えていきましょうという、そういう話なんだと思っんですけれども、そうはいっても、きっとそうなる。

そうすると、つまりポジティブリストだけだと、それ以外はまず絶対だめと



いう、とりあえずは絶対だめという話になるんですけれども、これに——本当に樋口のいいかげんな性格があらわれていると思うんですけども、これに絶対だめというネガティブリストを2つ、3つ、4つ書いておくと、真ん中に出てくるやつはここまではひどくないんだねと言う余地が残る。そうすると、再検討する余地というんですか。あるいはそのプロセスというのが考えやすくなるというんですか。それから、こういうことをやりたいという人が持ち出しやすくもなるし、これははつきりネガティブリストでもないんだからという、そういう中途半端と言えど中途半端だけれども。基本はネガティブリストなんです、それは。そういうことなだけで、許されていないんだけど、そういうのも曲がりくねった道に行くような感じであり得るかなと、ちょっと思いついたということなんです。

(位田専門委員) 何か条約をつくる時には、そういう話がいっぱい出てきて、ポジティブリストにしておいて、それで最後のところに少し一般的な規定を置いて、こういうことは認められるかもしれないみたいなカテゴリーを1つ置いておくと、そこの中に先生がおっしゃるような三角のようなものを入れるという、これはテクニカルな話で、そういうふうな書き方をする可能性もあるし、今おっしゃったように、ポジティブリストとネガティブなものも一緒に規定した場合に、真ん中辺については、真ん中辺が出てきたときに、早く見直しをしましょうという方向性がつけられるというところはあると思うんです。

ただ、そこは文部科学省でどうお考えになるかですけれども、いずれにしても、仮にポジティブリストにしろ、ネガティブリストにしろ、未来永劫変えないという話ではなくて、当然適切な形で科学技術が動物性集合胚なり、もしくはそのほかの研究が進んでくれば、迅速に変えていただかないといけないので、どうしても今までの動きが遅目遅目になっているので、それは我々としてももっと早く反応しないといけないなということは思います。

(原山会長) どうぞ。

(吉村専門委員) 臨床応用するとか、研究のバリエーションをいろいろ考えていく場合においては、これはポジティブリストだけではだめな場合もあるし、ネガティブリストがどうしても必要なこともあるし、それは両方あったほうがいいと思います。これだけはしちゃいけませんよということと、しかし、これはしていいんですけれども、じゃ、これはどうなるんですかといった場合に、両方のポジティブリスト、ネガティブリストがあるというバリエーション、あるということは私は大変いいことじゃないかなというふうに思います。このままでいいと思います。

ですから、ポジティブリスト、ネガティブリストを一応提唱しておいて、わからないケースに関してはそこで考えるということが一番ベターだと思う。そ

んな簡単なものじゃない。ポジティブリストとネガティブリストに割り切れるものじゃないです。

(阿久津専門委員) 大きく意見を変えるものではないんですけども、その背景として、今回ヒト臓器の作成というものに限定されていたというところがそもそも対応はされていないというところで、じゃ、それにかわるようなものは何ですかという、変更の過程でどうしてもポジティブリストとしてある、こういうことも有用ですよ、こういうことも有用ですよというのが出していくのが今回の正当な議論の中で出てきたことだと思います。

ただし、今回の件に関しては、もちろん、ネガティブリストは重要な点で、諸外国でもそういう方法、考え方をとっています。

もう一つ、最近あったクローンのことで、3前核、3倍体のクローンが日本のクローン法には適用しなくて、研究としてはどんどん出てきてしまった。じゃ、どうしようかといったときに、とても大変な議論、時間をかけての議論というのがありましたので、そういうことも含めると、ポジティブリストというだけでは、もう昨今の研究の進展には対応できないというのが明白ですので、これを踏まえての文科省への意見ということで、これでいいような気はします。

(原山会長) ここで説明が「近い将来に予想される研究の進展にも柔軟に対応」というふうに書いてあるんですけども、スピード感というのも1つ盛り込むというのも手かと思うんです。「だから、ネガティブリストというのも考えなくちゃいけない」という言い回しでいかがでしょうか。

そういう意見をうちから出して、向こうでどういうふうに議論するかにもよりますけれども、一応「ネガティブリスト」という言葉が入ることが重要で、それから、研究の進展のスピードはどんどん加速されているわけで、日本だけではなくて。だから、そういうところも読み込んで議論してくださいという投げ方で。

(高木専門委員) そうすると、先ほどの位田先生がおっしゃったようにポジティブリストにするかネガティブリストにするかという意味での「加えて」なのか。それとも、両方列記するという「加えて」なのかを文章ではっきりさせないといけないということですよ。

(加藤専門委員) それともう一つは、先ほど原山先生がおっしゃった点に関しては、今の4行を2つに切れればいいかもしれないなと思います。

「研究の進展にも柔軟に対応できるようにすることが重要である。したがって」というふうにやると、少しだけだけれども強くなるんじゃないかと思うのですが。「したがって、こういうことを提案する」という——位田先生。

(位田専門委員) いいんじゃないでしょうか。

(原山会長) いいですか。

(位田専門委員) だから、高木先生のご意見に対しては、それも含めて文部科学省に考えていただければいいと思います。こちらから、ポジティブリストなのかネガティブリストなのか、両方するのかということのを投げるのではなくて。

(高木専門委員) だから、その文章として。

(位田専門委員) 文章の書き方としてですね。そういうこともいいよということのを……

(高木専門委員) そうですね。

(位田専門委員) 表現ですね。

(原山会長) 総意として2つのやり方があるって、基本的にはポジティブなんだけれども、追ってネガティブも考えてくださいというのと並行してポジティブリストがあって、ネガティブリストがあって、ケースによってはどっちになるかということも議論してくださいという、両方の読み取れるようにアンビギュアスに置いておのか、あるいは我々としてはっきりとして前者か後者かというふうに明確に文書で書くのかという2つのやり方があると思うんです。

(森崎専門委員) 先ほどの「加えて」を「対して」に変えた場合ですけれども、それもそのまま読み取ると「ポジティブリストというのは現状であるというところに対して」、その後の書き方は「ネガティブリスト方式の採用等も」で、ここもまた「等」が出てくるんですけれども、そこが入っているということは、ネガティブリストに変えるということに加えて、先ほど言われたようなポジティブリストに加えてネガティブリストを盛り込んだような規制の仕方を考えるというふうに読めるとも理解して、最初に「加えて」になると、初めからポジティブリストだけではなくて、ポジティブリストプラスネガティブリストということが表現されるように読めるような気がいたしました。

(原山会長) 結論として、1つは加藤さんの案で2つに文章を切ってしまうと、「が重要である」と。「柔軟に対応できることが重要である」と。「よって、現行の何とか」でいって、「ポジティブ方式に対して、認められないのであるならネガティブ方式の採用等も含めて検討することが適当である」とすると、両方併記も読み取ることができると。そういう感じでよろしいですか。

(尾崎参事官) 事務局でございますが、例えば「方式に加えて」を「や」に単に変えるだけではだめかと考えたのですが、いかがでしょうか。

すみません、混乱させたようであれば取り下げます。

(加藤専門委員) すみません、もう一つ混乱させると……。このままで要するにどっちにもとれるということなんですね。そうすると、だったら、オアが一応ここに残っていると考えれば、さらにこの後ろに「場合によっては両方うまく組み合わせることも考慮すべきである」というふうに露骨に言うのだめでしょうか。露骨というのは、明示的に言うのだめでしょうか。だめですか。すみ

ません。

(樋口専門委員) でも、趣旨はこれで。

(原山会長) 肝心なのは、今おっしゃったように趣旨が伝わることで、現状としてはポジティブリストになることが必然的だと思われるんですが、将来的にはネガティブリストも考えてくださいということをつけていると。並行してもいいだろうし、ある種の熟したところで一気にネガティブに行くことも可能ですし、そこまでは我々としては具体的なことは言わないと。そういう形でのよろしいですか。

ということで、明確にさせるために、「対応することが重要である」にして切ってしまうと、次に「そのため」とつけてもいいですし、「現行のポジティブリストに」——どうしましょう。「対して」。

(位田専門委員) そうすると、端的に「に加えて」を削って、「ポジティブリスト方式、ネガティブリスト方式またはその両方式の採用」で「等」を取ると。

(高木専門委員) そうしたら、はっきりする。

(位田専門委員) そうすると、はっきりします。もし、そこをはっきりさせたいのであれば。

(原山会長) ポジティブオーケー、ネガティブオーケー、両方もオーケーというふうには全部書いてしまうと。

(位田専門委員) そこを三角というのが今話題になっていたもので、そういうことであれば、3つとも書いておくとはっきり。

(原山会長) いかがでしょうか。

(位田専門委員) 余りはっきりし過ぎるとぐあいが悪いのであれば、今のままのほうが。

(原山会長) 多分文科省でご説明なさるときに、こういう議論があったということは何らかの形で質問があったときには言っていていただいて結構だと思うので、よろしいでしょうか。

では、3番目の……

(尾崎参事官) 先生、事務局です。すみません、確認ですが、結局、今回の修正はこの文章のままで良いということなのか、原山先生が最初におっしゃった「対応することが重要である」というところで文章を1度切って、その後の文章を続けるのかを確認させてください。

(原山会長) このままで。

(位田専門委員) 「等」を前に持ってきて「ネガティブリスト方式等の採用」であれば。

(原山会長) このままの文章で構わないんですが、一番最後の行の「採用等」というところの「等」を取ってしまうと、「ネガティブリスト方式等の」にし

ておくと、アンドもここで読み取ることができると。いいですか。

(加藤専門委員) 2つに切るのは、やらない。

(原山会長) 先ほどの話では「柔軟に対応できることが重要である」という問題意識を1つの文章にしてしまって、次にやり方というふうには書くと。

では、3番目の6ページの後半の「動物性集合胚の動物胎内への移植の是非」についてのところ。8ページの間から専門調査会の見解が入っております。9ページまでです。ご議論をお願いいたします。

非常にテクニカルなんですけど、「\*」印がついていて、「人の尊厳の保持等」というのが、多分今7ページの途中に入っているんですけども、これ一番フットノートに来たほうがわかりやすいのかなと思って。非常にテクニカルな話ですが。

(尾崎参事官) はい、そこは一番下に移動します。

(加藤専門委員) 同じレベルの細かい話で、8ページの見解の1行目、「導入したヒト細胞(動物性集合胚)」というの、これはこれでいいんですか、事務局。

「動物性集合胚内でのヒト細胞」だと思うんです。後でこれは事務局レベルで。要するに、事実としてきれいにされたらいいと。さっさとほかのこといったほうがいいと思う。指摘だけ。

(位田専門委員) 7ページの下から2つ目の「○」、「クローン技術規制法や」から始まるところで、「②」で「ヒトの種としてのアイデンティティ」、この「ヒト」が片仮名になっていますが、これは漢字じゃないですか。そのほかにも何か所か片仮名使うか漢字使うかというのはなかなか難しいですけども、この場合は生物としての「ヒト」を考えているんじゃないかと社会的な人間としてのアイデンティティの侵害ということなので、こちらは漢字の「人」じゃないでしょうか。

例えば、同じページの上から1つ目の「○」の1行目は「人」と漢字になっているので。

(原山会長) 再度チェックするのと、基本的に片仮名と「人」、漢字のは使い分けているので、その点の整合性をチェックしてください。ありがとうございました。

そのほかに何かございますでしょうか。

(青野専門委員) すごく細かいことで申しわけないんですけども、8ページの一番下から9ページにかけて、「しかし」で前の文章を受けているんですが、これは「尊厳の保持等に影響を与えるおそれが皆無でない。しかし」で否定するよりも、「一方で」にしたほうがいいような気がします。

(原山会長) そうですね。前の文章と反対のことではないので、「一方では」

のほうが座り心地がいいと。

(武藤専門委員) 今のご意見に賛成なんです、その後すぐ「他方で」が待っている、「他方で」を消してもよろしいのか。

(原山会長) これは、つなぎの意味で「他方で」で書いてあるので、「他方で」は消しても全然問題ないので、「一方で」でスタートして、「しており」で直に「動物体内での」でつなげると。よろしいですか。

(樋口専門委員) 時間をとって恐縮ですが、9ページ目の1つ目の「○」、これが一番のかなめになっていて、こういう要件をきちんと議論してくださいねとあります。その前提として一番重要なのが「人の尊厳」で、ここで言う「人の尊厳」というのは、人と動物との境界が曖昧になるようなことを、これはそれこそさっきで言うところのネガティブリストなので、これはだめなんで、ここをきちんとやるためにという、「①」から「④」までありますね。これは技術的なことなので、私なんか本当はよくわかりませんが、つまり、どういう動物胚をつくらせるか、禁止するかがまず書かれています。移植先の動物。特に霊長類までになると人との境界が曖昧になるじゃないか。

それから、「②」のほうは、これで「ヒトの細胞・臓器」。だから、脳神経細胞とか生殖細胞みたいな話になると、やはり境界がという話になりますね。

それから、「④」もこれで必要な期間を何かずっと長くやっていると、何らかのものが産生してきて、何だかわけのわからぬものが出てくるというおそれがあるからじゃないかという、その「①」、「②」、「④」は、今の人間の尊厳で、ここで言っているところの人間の尊厳というのとすごくリンクしているというふうに考えますが、この「③」もそういう理解なんですか、これは。分化させる技術がないと分化しないでとんでもないものができるからと。だから、同じ中でちゃんと4つ非常に整合的に並んでいる。こういうところに一番気をつけて検討してくださいということだというふうに理解してよろしいですか。中身の話なので、これが。そういうふうに理解できれば非常に整合性もあり、特に問題ないと思います

(原山会長) これまでの議論のときには、まさに先生がご指摘なさった視点から、いわゆるこの辺は危ないんじゃないかというネガティブリスト的な発想でこれが書かれていたと記憶しているんですが。

(青野専門委員) すみません、私の理解を言うことが意味があるかどうかかわからないですけども、私はそういうふうに並んでいるんだなと思ったんですけども、これはご専門の方にお答えいただければと思うんです。

つまり、これは例えばの話で脾臓をつくろうと思っていたのに神経をつくっちゃうとかという、そういう意味を、そういう精度に気をつけましょうねという意味であれば、今おっしゃったことの範疇だというふうに思えるんですけど

ども、それはどうなんでしょうか。

(阿久津専門委員) 今おっしゃったような理解でいいと思います。極端な話を言ってしまうと、恐らく例えばそこまで全く何に分化するかわからないような細胞をとにかく動物に一体何に分化、動物の体内でヒトの細胞がどんなものができるか見てみましようというレベルのことではないと思っていますし、非常にそれまでの研究がしっかりしたもので、動物性集合胚を使う以前には、もう既にある程度のものが行われていると。要するに、分化させる技術の精度は、それ以前にある程度のものが行われているという結果をもってここに行き着くという考えも私の理解としてありますので。そういう意味では「人間の尊厳」というところに3番も当てはまるかなと思います。

(武藤専門委員) 私も今のご意見に賛成です。その上で、最初に青野委員がおっしゃったことだと思うんですが、このページは皆「適当である」というふうに文章ができていまして、この「適当である」というのが私は余り「適当である」ということをふだん使わないもので、どんな英語に相当するのか、わからない。

私の感覚では、今の4つの要件を検討していただくことは、もう「必要である」というふうに感じているんですけれども、どう考えたらよろしいでしょうかということです。これは事務局にお伺いしたらいいのかもしれませんが。

(尾崎参事官) 事務局といたしましては、特定胚指針を持っておられる文科省さんでの議論において、「必要」よりも「適当である」と記載した場合のほうが少し広い視点から検討できると考えたものです。「必要である」よりは少し弱い感じの表現と思われませんが、基本的には「適当である」というのが採用しているものでございます。

(青野専門委員) すみません、ここに非常に重要な大事なところだと思うので、ほかに比べても、むしろ武藤委員がおっしゃったように「必要である」と言い切ったほうがいいんじゃないかと私は思うんですけれども。

(原山会長) 場所によって言い回しを「必要である」と「適当である」を濃淡をつけるというやり方もありますし、ここは本当にフラットに全部「適当である」になってしまっているのが濃淡が見えてこないという、肝心なことをかなり書いてあるんです。ですので、1つのやり方は「必要である」を濃淡つけていくというやり方と、あともう一つは、これまでも見解を出したことがあって、そのときの言い回しはどうなっているんですかというのを1回チェックしたんです。そのときどうなっていたんですか。

(尾崎参事官) そのときは1枚紙で見解をまとめており、出したのは平成20年頃の時かだと思います。その際は「すべきである」というふうな文章にはなっていたかだと思います。

(原山会長) そうすると、かなりダイレクトに書いてあったわけですね。

今回のものにおいても、一番最初の第1の論点に関しては「必要である」というふうに書かれているところもあるんです。一番上が「適当である」で、2番目のところが「必要がある」。「必要がある」も1つのやり方。「必要である」と「必要がある」と。

2番目のところが「適当である」となっていて、3番目が全て「適当である」という書き方です。

(位田専門委員) これ全部を「必要である」にするとか、全部を「適当である」というふうにするのかという話じゃなくて、内容によって「適当である」のほうが適当な場合もあれば、英語は多分「It is appropriate」という言葉を使うと思いますが、例えば英国医学アカデミーなんかは「必要である」ではなくて、これは「適当である」だろうと思いますし、それから9ページの1つ目の「○」、「慎重に検討することが適当である」というより、ここは「必要」だろうと思います。

それから、そのすぐ上の「動物胎内への移植を認めことが」、ここ「必要である」と書いてしまうとおかしいので、ここは「適当である」と。

それから、2つ目の「○」は、「個体産生の必要性を考える必要がある」という言い方だろうと思います。「考えることが必要である」というのは、何か「必要性」、「必要性」ばかりでややこしいので、「個体産生の必要性を考える必要がある」という言い方で、「基礎的研究に限定して用いることが」、ここも「必要である」というのは日本語としてはおかしいので、ここは「適当である」。それから、「在り方を検討することが必要である」ということだろうと思います。また、「意図しない個体発生が起こった——検討することが必要である」となります。このように内容によって、「必要」と「適当」は書きかえていけないんじゃないでしょうか。

一番最後の「○」は、「是非の検討においては、必要な——配慮をすることが」、これはやはり「必要である」と書かないと動物愛護家からはかなり批判があると思います。

以上です。

(原山会長) 今すみ分けのご提案があって、中身によって少し変えるのと、まさに肝心なところには「必要である」と盛り込むという形で修正案を出させていただいてということでもよろしいでしょうか。

じゃ、事務局と私でもって修正し直すと。

どうぞ。

(高木専門委員) あと9ページの下から2つ目の「○」のところで「意図しない個体発生が起こった場合」って、これはもう起こってしまった完了形の対応



ですよね。実験段階で個体発生までも至らなくても、その前段階でわかると思うんですけども、そこでの対応を検討してもらったほうがいいのではないかと。もう何か個体発生してしまった後になると法的措置とか、そういうことになってくると思うんで、もうちょっと前段階的な「起こり得る場合」の対応の検討ということをお願いしたほうがいいんじゃないかと。

（原山会長）ここでの議論は起こってから検討するのではなくて、起こることを想定して検討してくださいという趣旨だったと思うんです。それがこの文章で読み取れるかというのと、どうでしょうか。「意図しないことが起こった場合の対応についても」——イヴェンチュアリーという感じなんですけれども。

（武藤専門委員）多分これ私が発言したときのを拾っていただいたのかもしれないですけども、多分リスク管理と危機管理の両方の意味で申し上げたと思うので、この「起こった場合」というのも、一応は含んでおりました。ただ、今ご指摘があったように、事前にわかるときの対応というか、それはリスクのほうでいいのかと思いますので、そのように解釈していただけるとありがたいかなと思います、いかがでしょうか。

（阿久津専門委員）もちろん、予期する、あるいは途中でわかることもあると思うんですけども、意図しない個体発生が起こることも絶対あると思うので、これは必要な文章かなと思います。

（原山会長）必要性は必要なんですけれども、書きっぷりが、例えば「意図しない個体が発生した場合の対応についても」というのはいかがでしょうか。同じことになるかな。「意図しない個体が発生した場合の」——どうぞ。

（位田専門委員）修正案ですが、「意図しない個体発生が起こり得る場合及び実際に起こった場合の対応についても」と両方書くとはっきりする。

（原山会長）じゃ、併記しますか。そうしたら、絶対カバーするという事なんで。

（位田専門委員）曖昧さを残すのが嫌であれば、きちんと全部書くというのがやり方だろうと思いますし、余り書き過ぎると、はっきりし過ぎると、それ以外が外れてしまうので、それを書かないという手はもちろんあるとは思いますが、ここは両方を含めるということが趣旨であれば書いておく必要があるかなと思います。

（原山会長）じゃ、併記するという事で修正させていただきます。

時間も押していますが、最後の「おわりに」のところ——すみません。

（位田専門委員）ちょうど真ん中辺の「英国医学アカデミー報告の提言等」のところなんです、これは「国際的な規制」ではなくて、これは「諸外国の規制」だと思います。まだ「国際的な規制」にはなっていないので。

（原山会長）こちらも修正をお願いいたします。

(加藤専門委員) 位田先生、それは「諸外国」と「国際」と両方入れておいてもいいんでしょうか。

(位田専門委員) もしあればそうですね。

(加藤専門委員) 「等」ですからね、これ。

(原山会長) 現状で国際的な取り組みというのは何かあるのでしょうか。

(加藤専門委員) 国際幹細胞学会は言及していなかったかな。すみません、ちょっと自信がないな。でも、それこそ、これからすぐ出てくる可能性もあると思いますし、そういう意味での参考にしなさいという文だと私は読んでいたんですが。

(位田専門委員) 私の発言の趣旨は、外国で何か決まっていれば、全部「国際」というふうに言われるケースが多いので、それは必ずしもそうではないと。実際に参考文献として上がっているのは、英国医学アカデミーの文献なので、ここに「等」というのをつけるのが適切かどうかという問題でもあると思うんですけども。

(原山会長) 1つは、国際的、インターナショナルフレームワークみたいなのを「国際的な規制」というふうに想定して読むこともできるし、国外のという形でもイントリコードができるので1つは「諸外国等」での整理にすると、諸外国プラス国際機関というふうにとれるやり方って、ちょっと「等」が多過ぎる……。あるいはこのまま残しておいて、これは既に英国医学アカデミーというふうに個別の国を言っているので、「等」でもってそれを読み取っているので、「国際的な」というのは幅広く諸外国も含むという形に読み取れることもできるので。

基本的にこれ読んで、余りミスインタープリテーションではないと思うんですけど。

(武藤専門委員) 私、位田委員のおっしゃること非常によくわかりまして、この文章、非常に多分注目されて、多分英語にすべき文章だということもあって、「等」は本当になるべく——もちろん、文科省さんがどう受け取るかということの配慮はあると思うんですけども、なので「諸外国」と「国際」は分けていただいたほうがいいと思います。

それで、なるべくここは「等」を余り無駄遣いしないほうがいい場所かなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

(原山会長) ということで、「アカデミーの提言等」、それは「等」を入れるしか……

(武藤専門委員) それはそうです。

(原山会長) 入れて、「の諸外国の規制の動向も」、「動向等」、「動向」——「動向も」でいいですね。別に「等」必要ない。「も参考にすることが適

当である」と。

(加藤専門委員) 私はそれでいいと思います。つまり、国際的に共通の考え方をつくるのは非常に難しい分野なので、やはり「諸外国」と言うべきだと思います。

(原山会長) よろしいでしょうか。

最後に「おわりに」のところ、10ページです。これが我々として文科省に「期待する」というふうに書かれております。

(高木専門委員) これ文部科学省の検討していただく期間というのをこちらから言わなくていいんでしょうか。例えば「半年をめどに」とか「1年をめどに」とか、そういうのを何かつけないと、いつまでまたかかるかみたいなのがあるかもしれない。

(原山会長) どんなものでしょうか。

(尾崎参事官) 今回のこの検討は、先ほど一番最初にありましたが、生命倫理専門調査会としていろいろなことを調べ、状況を踏まえて、必要なことは前向きに検討していこうということに基づいているものでございます。そういう意味では何か法律に基づいて文科省さんにどんどん物申すとか、そういったことでもないところもあります。「早期に」という記載をさせて頂いたことにご理解をいただいて、検討を進めていただきたいという趣旨なのであるとご理解いただけないでしょうか。

(原山会長) 限定するのはなかなか難しいと思うので。

どうぞ。

(加藤専門委員) 時間押していますけれども、すみません。

「生命倫理上の課題に十分配慮しつつ」という言葉があるんですけども、私ここを読んだときに、今回の議論で非常に重要だったのは科学研究の非常に早い進展を考慮したということなんですね。だから、言葉、文章はおかしくなるのかもしれないですけども、例えば「踏まえて」の後ろに「科学研究の進展と生命倫理上の課題に十分配慮しつつ」というふうに入れるのがいいのじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

生命倫理専門調査会なので、生命倫理の課題が一番大事なんですけれども。

(原山会長) 1つの説明の仕方は、「本専門調査会の見解を踏まえて」、「見解」にはそのことが含まれているわけなんですよね。我々のラショナルとなるところは「研究が急速に進展しているので、それに対応しなくちゃいけないという問題意識があります」と入ったら、そこで読み取ることでもできるんですけども、さらにここに加えて言うというものも、プッシュする手もあるんですよ。さらにだめ押ししたほうがよければ、その一文を足しますし、あるいは我々と文科省の委員会とすみ分けするために、我々は「生命倫理」という大き

なお題目があって、それをもう一回言っているというふうにとることもできるし。

(位田専門委員) 科学的な研究の進展ということであれば、文部科学省が独自のイニシアチブで指針の改正なんかは可能だと思うんですけども、生命倫理専門調査会ですから、特に重要なのは生命倫理上の課題だということで、今のままで十分じゃないかなというふうに思いますけれども。

当然科学的なものを考えるなど言っているわけではないですし、この見解を出すに当たっては科学的なことはいろいろ書かれてありますので、その点は会長おっしゃったように「見解を踏まえて」というので十分に表現できているかなと思います。

(原山会長) よろしいでしょうか。大変長いこと議論していただいてありがとうございます。

では、これをもちまして生命倫理専門調査会として、この本見解というものを承認いただければと思います。よろしいでしょうか。

今日のご議論も踏まえて、修正するところは修正させていって最終バージョンは皆様とシェアさせていただきます。

その後でこれが一応今回の取りまとめということで説明させていただいたので、次回について事務局のほうから今後のことについてお願いいたします。

(尾崎参事官) 先生1点だけ確認ですが、今回内容につきましては原山先生とご相談し、委員の先生方に提供するというところで、本日内容的には了解という理解でよろしいでしょうか。また、本日の議論の上の内容的には了解ということならば、日付としては本日が、この見解の最終的な日付ということになると理解しておりますので、よろしく願います。

(原山会長) 本日付の会議でもって、この議論をクローズとして承認いただき、微調整については私に一任させていただくということで、先ほどの「適当」というのも含めてですが、よろしく願います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(尾崎参事官) それでは、次回以降の予定他についてお伝えします。まず本日お配りしています平成24年度の内閣府の「諸外国における生命倫理に係る法制度の現状と最新の動向」につきましては、この内容の一部、動物性集合胚の情報については、過去の専門調査会の議論に活用していることはご存じのとおりでございますが、残りの情報につきましても今後の議論について活用していく予定でございますので、その上ご承知ください。

続きまして、本日の議事録につきましては、皆様にご確認いただいた後、公開させていただくことといたします。次回の予定とか、次回どのようにやっていくかにつきましては、今ここで具体的にお示しをしていないわけですが、基

本的には以前にまとめられた内容について、どういうふうに検討していくかとかなどを整理しつつ、先生方にご議論をお願いすることになりますので、よろしくをお願いします。

また本日旅費が発生する委員の方につきましては、「旅費等に関するご質問」という用紙を添えております。お手数ですが、この場でご記入いただき、机の上に置いたままお帰りくださいますようお願いいたします。

(位田専門委員) 質問ですけれども、この報告書はどこかの内閣府のホームページにアップされるのでしょうか。我々この報告書もらったからいいんですけれども、一般の方の目に公開されるか。

(尾崎参事官) はい、アップする予定にしております。

(位田専門委員) ありがとうございます。

(原山会長) これにて本会議終了させていただきます。本当にありがとうございました。